

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり企画提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とします。

令和8年3月19日

世田谷区

1 事業の概要

(1) 契約業務名

① 令和8年度

ローコード開発ツールを活用した結核業務管理システム構築及び運用保守業務委託

② 令和9年度～令和10年度

ローコード開発ツールを活用した結核業務管理システム運用保守業務委託

(2) 目的

感染症対策課における各種業務の電子化を目的として、ゼロからプログラムを書く従来の開発方法に比べて短期間で柔軟に業務システムの構築が可能であるローコード開発ツール（サイボウズ株式会社製 kintone）を基盤とした結核業務管理システムを構築する。

ローコード開発ツールの活用により、患者・接触者への対応状況の見える化、各種帳票の出力、データ保全、通知作成等を効率化し、職員の事務負担を軽減するとともに、患者、関係団体に迅速かつ的確な対応を実現する。

(3) 業務概要

① 結核業務管理ツール

患者情報管理、接触者健診、管理検診、接触者集団管理、診査協議会、入院勧告、公費負担管理、公費負担番号管理、リスクアセスメント、行動調査、健康観察、関連マスタ等の構築

② 使用者向け研修の実施

③ 問い合わせ対応、障害対応

④ 構築後の対応

※詳細は別途仕様書（案）のとおりに

(4) 履行期間

① 履行期間は契約の日から令和9年3月31日まで

システム構築後、運用保守

※詳細は別途仕様書（案）のとおりに

※当該業務に係る令和8年度予算が議決し、予算の配当がなされることを条件とする。

②令和9年4月1日～令和11年3月31日

運用保守

※各会計年度単位において締結するものとし、①及び各年度の履行状況が良好と認められ、各年度の予算配当があることを条件とする。

※当該システムの運用状況により、上記期間経過後も引き続き同じ事業者と保守契約を締結する場合がある。

2 主なスケジュール

内容	日程
手続き開始の公告	令和8年3月19日（木）
実施要領交付	令和8年3月19日（木）～3月31日（火） 午後5時まで
参加表明書受付	令和8年3月19日（木）～3月31日（火） 午後5時まで
プロポーザル招請通知	参加資格確認後、令和8年4月3日（金） までに発送
質問書提出期間	令和8年4月3日（金）～4月9日（木） 午後5時まで
質問回答書交付日	令和8年4月16日（木）
企画提案書提出期間	令和8年4月16日（木）～5月7日（木） 午後5時まで
一次審査（書類審査）	令和8年5月上旬
一次審査結果通知	令和8年5月中旬
二次審査（ヒアリング審査）	令和8年5月下旬 日程および場所は招請通知に記載
最終評価結果通知	令和8年6月初旬
契約締結	令和8年6月～7月

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加者名簿に登録されていること。営業種目「情報処理業務」を有すること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止（入札禁止）を受けている期間中ではないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

(5)会社更生法第17条第1項又は民事再生法第21条第1項に基づく手続開始の申立てをしていないこと。

(6)本プロポーザル選定委員会の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

構成員は以下のとおり。

委員長 世田谷保健所所長 向山 晴子

委員 世田谷保健所副所長 桐山 徳幸

委員 世田谷保健所感染症対策課長 高橋 千香

委員 世田谷保健所副参事（保健師統括担当） 高橋 久美

委員 世田谷保健所副参事（健康危機管理担当） 日高 雄三

委員 DX推進担当部DX推進担当課長 齊藤 真徳

上記の委員は公告時点のものである。人事異動等により、委員の変更があった場合は、区は、本プロポーザルにかかる利害関係の有無について、変更後の委員からの聞き取り等により確認する。仮に利害関係があることが判明した場合は、当該委員を速やかに交代又は審査から除外するものとする。

(7)令和2年度以降に、東京都内の自治体において本委託業務で使用するクラウドサービスを利用した感染症業務に関するシステムの構築実績を有すること。

(8)一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」または国際規格ISO/IEC27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を取得（取得申請中を含む。）していること。

(9)本委託業務で使用するクラウドサービスに関する認定資格の有資格者を有していること。

(10)PMI（米国プロジェクトマネジメント協会）が認定するPMP（Project Management Professional）の資格、またはこれと同等の能力があると認められる者を有すること。

4 提案書の提出者を特定するための基準

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

5 提案書の評価基準

(1)一次審査（書類審査）における審査項目

① 事業者の業務実績（自治体に向けた結核業務に関するkintoneの構築実績、及び東京都内の自治体に導入した感染症に関するkintoneの構築実績）

② 業務実施体制及び人員配置

- ③ 業務実施方針
- ④ システムの構成及び機能
- ⑤ 機能要件
- ⑥ 操作研修
- ⑦ 構築後の対応
- ⑧ 提案の発展性
- ⑨ 見積金額

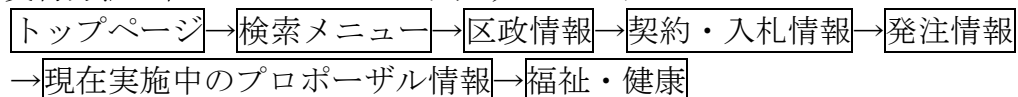
(2) 二次審査（ヒアリング審査）における審査項目

- ① 法人の概要
- ② 提案の実現性
- ③ 理解・回答力
- ④ 取組姿勢

6 手続

(1) 実施要領、仕様書（案）、提出書類作成要領の交付

- ① 交付期間 上記スケジュールのとおり
- ② 交付方法 区ホームページよりダウンロード



※9 担当部課にて窓口でも配布する。

(2) 参加表明書の提出

提出書類 各1部 ※詳細は別紙「提出書類作成要領」による。

- ①参加表明書【様式1】
- ②企業実績【様式2】
- ③都道府県民税・市町村民税の滞納がないことがわかる資料（納税証明書）
- ④会社の概要がわかるパンフレット等
- ⑤企業実績が確認できる資料
- ⑥3 (8) (9) (10)に記載している資格や認証等の取得を確認できる書類
- ⑦提出期間 上記スケジュールのとおり（必着）
- ⑧受付時間
午前9時から正午、午後1時から午後5時まで（土日祝日を除く）
- ⑨提出方法
持参又は郵送（宅配便・書留等、送達確認ができるものに限る）
- ⑩参加の辞退

辞退届【様式3】を電子メール及び持参または郵送で提出すること。

(3) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

- ①提出期間 上記スケジュールのとおり（必着）

②受付時間

午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時まで（土日祝日を除く）

③提出方法

電子データ（PDF を電子メールで提出）

紙書類も可能（持参又は郵送）

④提案書の作成方法や提出部数に関しては、別紙「提出書類作成要領」によること。

（４）受託候補者の選定

一次審査及び二次審査の審査結果を総合的に評価し、評価点の最も高い事業者を受託候補者として選定する。また、その旨を電子メール及び書面により通知する。

※提案者が 1 者の場合は、評価点が全選定委員の配点総計に対して 6 割以上獲得していれば、受託候補者とする。

7 失格事由

一次審査・二次審査の評価合計点が配点総計の 6 割未満の場合、その他原文に準ずる失格要件（指名停止、暴力団排除、虚偽記載、不当な働きかけ、公序良俗違反等）に該当した場合は失格とする。

8 その他

- （１）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （２）契約保証金 免除
- （３）契約書作成の要否 要
- （４）関連する他業務との随意契約の予定の有無 無
- （５）関連情報を入手するための照会窓口 「9 担当部課」に同じ
- （６）区は、参加表明者及び提案書提出者の商号・名称並びに審査経過等を公表することができる。
- （７）提案に係る一切の費用は提案者負担とする。
- （８）提出期限以後の書類の差し替え又は再提出は認めない。
- （９）提出書類は返却しない（審査に必要な範囲で複製する場合がある）。
- （１０）本プロポーザルは事業者選定のみを目的としており、提案内容に区は拘束されない。
- （１１）本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表・転載・引用できない。
- （１２）区との契約では単年度で予定価格 2, 0 0 0 万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。本件は対象案件となるので詳細は別紙 1 を確認すること。

9 担当部課

〒154-0017 東京都世田谷区世田谷4-24-1

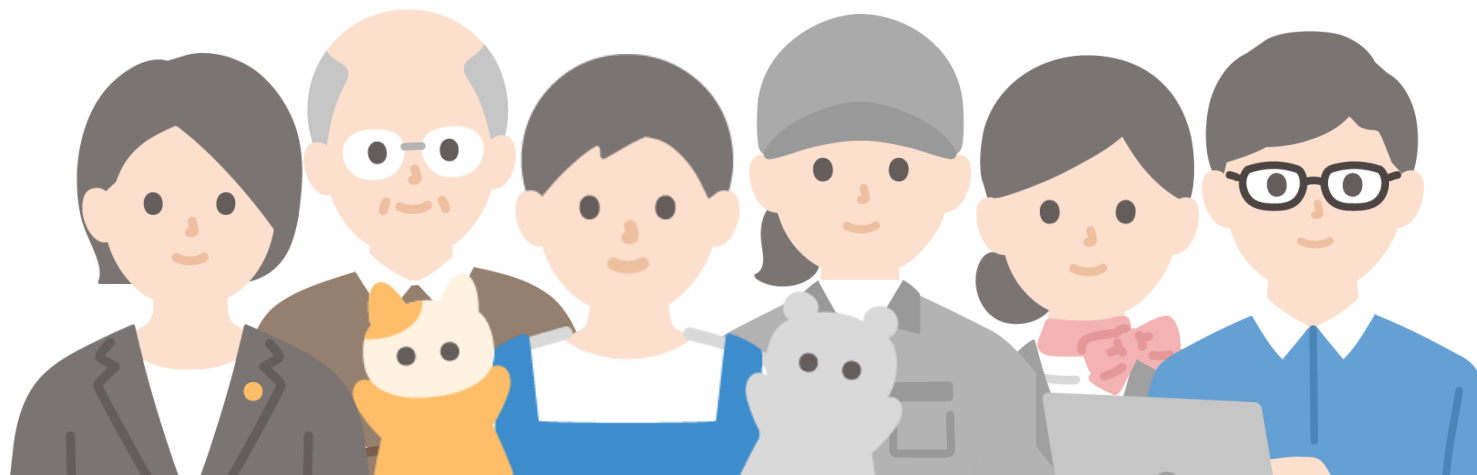
世田谷保健所 感染症対策課 担当：小野、朝田

電話 03-5432-2441／ FAX 03-5432-3022

※受付時間は午前9時から正午、午後1時から午後5時（土日祝日を除く）。

【重要】労働報酬下限額の適用についてのご案内

この契約には「**労働報酬下限額**」が適用されます



工事請負契約の 技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者

1 時間あたり

1,610円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が100万円を超える契約(※1、2)において契約事業者配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※1 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象 ※2 土木工事請負契約は200万円を超える契約が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,262円	さく岩工	4,463円	左官	3,592円
普通作業員	2,869円	トンネル特殊工	4,017円	配管工	3,199円
軽作業員	1,987円	トンネル作業員	3,411円	はつり工	3,315円
造園工	2,944円	トンネル世話役	4,548円	防水工	4,059円
法面工	3,570円	橋りょう特殊工	3,900円	板金工	3,804円
とび工	3,517円	橋りょう塗装工	3,879円	タイル工	2,954円
石工	3,517円	橋りょう世話役	4,463円	サッシ工	3,539円
ブロック工	3,443円	土木一般世話役	3,655円	内装工	3,655円
電工	3,645円	高級船員	4,219円	ガラス工	3,549円
鉄筋工	3,592円	普通船員	3,475円	ダクト工	3,199円
鉄骨工	3,167円	潜水士	5,600円	保温工	3,039円
塗装工	3,879円	潜水連絡員	4,059円	設備機械工	2,975円
溶接工	4,049円	潜水送気員	3,815円	交通誘導員A	2,179円
運転手（特殊）	3,305円	山林砂防工	3,454円	交通誘導員B	1,987円
運転手（一般）	2,720円	軌道工	6,237円	上記以外の職種	1,610円
潜かん工	3,964円	型わく工	3,507円		
潜かん世話役	4,750円	大工	3,252円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。
※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,870円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和8年3月13日告示によるものです。
適用対象は令和8年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。